

今月のテーマ

共謀罪の危険性

全障研 6月15日に改正組織犯罪処罰法＝共謀罪法が自民・公明による強行採決で成立したね。そして、7月11日には施行された。野党や国民から大きな批判と不安が出されたけど、そもそも共謀罪ってなんなの？

ピース犬 共謀罪とは、既に存在する277の犯罪を、共謀（話し合う、合意する）＋準備行為（下見する、お金を引き出す、物を買う等）だけで処罰できるようにするもの。今までは、犯罪が実行されて、結果が生じた時点でしか処罰できなかった。つまり、共謀罪の成立で、犯罪が実行される前に検挙することが可能になってしまった。

ネガジン 「テロ対策」のために必要だと言っていたけど、それは本当なの？

政府は、国会でも、共謀罪はテロ対策に必要なと繰り返ししていた。でも、そもそも今年2月末の時点で、検討中の共謀罪法案に、「テロ」の言葉はまったく入ってなかった。これを指摘されて政府は慌てて「テロリズム集団その他の」という言葉を挿入したんだ。しかも、金田法務大臣は、「その言葉がある場合とない場合とで犯罪の成立範囲が異なることはない」と堂々と答弁して、この言葉の挿入に意味はないことを認めている。

また、「テロ対策」のための条約は、爆弾テロ防止条約、航空機

内の犯罪防止条約など13個あって、日本はそのすべてを締結している。国内でも、爆発物取締罰則、サリン人身被害防止法など重大な犯罪について犯罪前に罰するために58もの犯罪を定めているんだ。テロ対策のために可能な措置は十分にとられている。他方で、共謀罪の対象となっている277の犯罪の多くはテロとは無関係だ。だから、テロ対策のために共謀罪が必要というわけでは決してないよ。

発保道江 一般人は共謀罪の対象にならないの？

政府は、国会で、対象が組織的犯罪集団に限定されているから、一般人には無関係だと述べてきた。しかし、法律では、「組織的犯罪集団」が話し合ったときに犯罪になるとしているけど、「組織的犯罪集団」がどんな集団なのか明確にされていない。

昨年11月、沖縄では、米軍基地のゲートにコンクリートブロックを積んだとして、多くの人が威力業務妨害で逮捕された。うち3人は長期拘束され続け起訴もされている。つまり、なにが犯罪にあたるかは捜査機関が決める。捜査

機関が、コンクリートブロックを組織的に積む行為が犯罪だと考えれば、新基地建設を阻止することを目的とする団体は組織的犯罪集団に当たるということになる。実際に国会では、沖縄・高江のオスプレイパッド建設のための土砂搬入を阻止する活動が、共謀罪の対象になり得るか否かが真面目に審議され、法務大臣はこれを否定しなかった。

このように、一般人も対象になる可能性はすごく高い。むしろ、共謀罪の対象を曖昧にしておいたのは、「意図的」で、政府の都合でいつでも誰でも捕まえられるようにするためだろうね。

ぜつとん ブルー！（怒）

権守男 共謀罪ができたことで、監視社会になるの？

共謀（話し合い）があったかどうかを調べるためには、私たちが監視するしかない。日常の会話や電話、メール、LINEなどが対象になるだろうね。金田法務大臣も、国会で将来共謀罪を通信傍受の対象にすることを否定しなかった。また、法律が成立するまでの間は、「任意」という形で捜査

機関の権限を拡大させることが予想される。

さらに、警察が狙っているのは私たちのスマートフォンなどのデータだ。警察はスマホを押収し、復元技術も用いながら可能な限り全情報を解析している。スマホにはメールやショートメッセージ、SNSでのやりとりやホームページの閲覧履歴、写真や動画とそれらの位置情報が数分残っている。スマホを見ればほとんどの人間関係を把握することができるし、プライベートも含めた「人となり」をつかむことも、そして「弱み」をつかむこともできてしまう。しかも、仮に不起訴になったとしても、捜査機関が手に入れた膨大なデータが破棄されるわけではない。

現代版「治安維持法」と言われているけど、どういうこと？

戦前の治安維持法は、もともととは、天皇制や私有財産制に反対する人だけを取り締まりの対象としていたけど、侵略戦争がすすむなか、戦争に反対する人や政治を批判する人や団体に対しても拡大して適用されるようになった。政府にとって都合の悪い人を弾圧するために利用されたんだ。

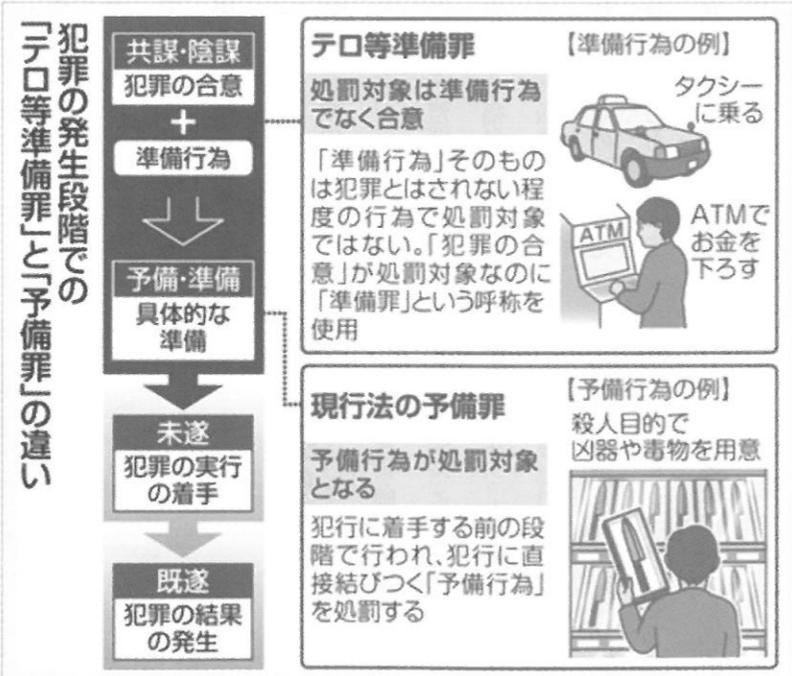
安倍政権は、今、安保法制＝戦争法の強行採決や憲法改正によって日本を再び戦争できる国にしようとしており、その過程のなかで今回の共謀罪が成立した。

侵略戦争を始めた頃と状況がそっくりで、同じようなことを繰り返させてはならない。

共謀罪が成立してしまった今、私たちはどうすればいいの？

共謀罪を成立させた政府の狙いは、まず国民を「委縮」させることにある。「政府に批判的なことを言ったら捕まるかもしれない」と私たちが委縮してしまっは、政府の思うつぽになってしまいう。これまで通り、いや、むしろこれまで以上に、政府がまちがえていることに対してまちがえていると声を上げ続ける必要がある。こうすることが、共謀罪を市民活動に適用させず、死文化させることにつながるんだ。

共謀罪は、憲法13条（幸福追求権）、19条（思想良心の自由）、21条（表現の自由）、31条（罪刑法定主義）に反する憲法違反の法律だから必ず廃止に追い込まなければならぬ。そのために、みんな



▲【東京新聞】2017年5月15日朝刊より